

# インターネットを利用して申告や納税などの 手続をしたいとき



国税の申告や納税は  
e-Taxが便利だと  
聞いたのですが…

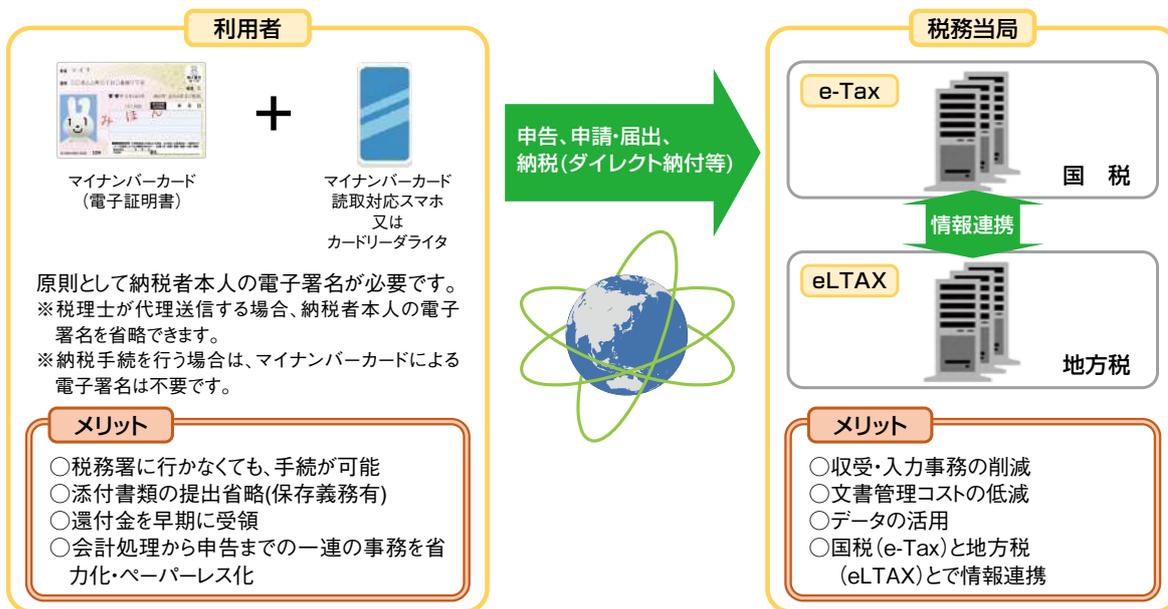


## e-Tax(国税電子申告・納税システム)

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの  
各種手続をすることができます。

### e-Taxの概要

- インターネットを利用して、国税に関する申告、申請・届出等を行うことができます。
  - 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)<sup>(※)</sup>やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。
- ※ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです(ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。)



### もっと便利に!

#### マイナポータル連携

#### 自動ダイレクト

#### マイページ

#### 国・地方の連携

#### スマホ等の活用

- 所得税確定申告では、**給与と所得の源泉徴収票や各種控除証明書等のデータ**を、マイナポータルを通じて**一括取得**し、確定申告書の該当項目へ自動入力することが可能です。詳しくはP44「**マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)**」をご覧ください。
- e-Taxで申告等データを送信する際に、**必要事項にチェックするだけで**、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に**自動的に口座引落しにより**納付が行えます。  
※ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方がご利用いただけます。
- e-Taxのマイページでは、スマートフォンやパソコンからe-Taxに登録されている「本人(法人情報)」や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、確認できます。
- eLTAXを利用して、給与等支払報告書(各市区町村が提出先)と、源泉徴収票(所轄**税務署**が提出先)を**同時に作成し、一括送信**することができます。詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>)をご確認ください。
- スマートフォンを利用して、より便利にe-Taxをご利用いただけます。詳しくはP45「**コラム**」をご覧ください。

### 詳しくはe-Taxホームページへ

e-Taxは、メンテナンス時間を除き、24時間ご利用いただけます。  
e-Taxホームページでは、メンテナンス時間の詳細のほか、初めてご利用される方への「ご利用の流れ」、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。  
詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

## 確定申告書等作成コーナー

● 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、所得税など個人の方の申告書等が作成できます。

### 確定申告書等作成コーナーで「できる」こと

- ✓ 所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告書、更正の請求書及び修正申告書が作成できる
- ✓ 画面の案内に沿って金額等を入力するだけで申告書等の作成ができる
- ✓ 税額等が自動計算されるので、計算誤りなく申告書等が作成できる
- ✓ スマホやタブレットで申告書等が作成できる
- ✓ マイナンバーカードを利用して **e-Tax** で送信できる
- ✓ 作成中のデータを一時保存して、途中から作成を再開できる
- ✓ 作成した申告書等データを保存して、翌年申告する時に活用できる
- ✓ マイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等の情報を一括取得し申告書等へ自動入力できる

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』  
(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top>) をご利用ください

作成コーナー

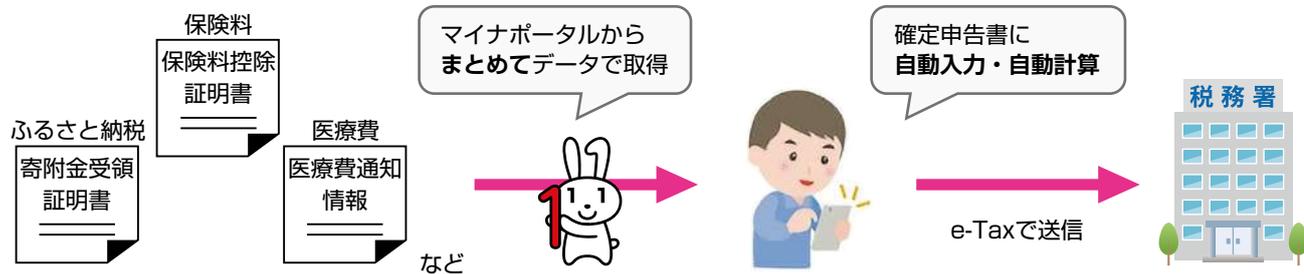
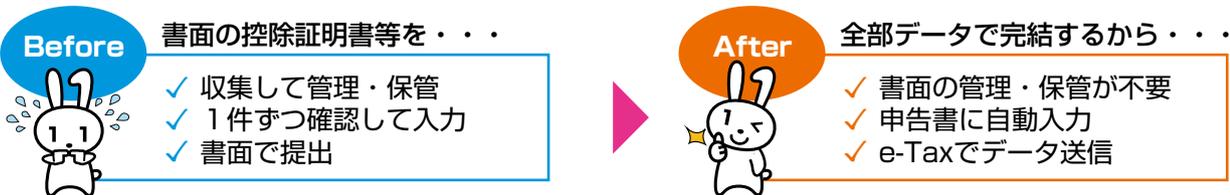
検索



## マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)

### ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です！



### 令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係	控除関係
給与所得の源泉徴収票	医療費・ふるさと納税
公的年金等の源泉徴収票	生命保険・地震保険
株式の特定口座	社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
	iDeCo・小規模企業共済掛金
	住宅ローン控除関係

マイナポータル連携の詳細や利用するために必要な事前の準備については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

